

老推発 0813 第 1 号  
老高発 0813 第 1 号  
老振発 0813 第 1 号  
老老発 0813 第 1 号  
令和元年 8 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

（ 公 印 省 略 ）

高 齢 者 支 援 課 長

（ 公 印 省 略 ）

振 興 課 長

（ 公 印 省 略 ）

老 人 保 健 課 長

（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成 31 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 101 号）が公布され、平成 31 年 10 月 1 日から施行されるとともに、「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 1 号）及び「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」（令和元年厚生労働省告示第 2 号）が公布・施行された。また、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 31 年 4 月 12 日老発 0412 第 8 号）及び「改元の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」及び「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」の公布について」（令和元年 5 月 7 日老発 0507 第 1 号）を発出したところである。

この改正等に伴う関係通知の改正の内容については、下記のとおりであるの

で、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

## 記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）の一部改正  
別紙2のとおり改正する。
- 3 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）の一部改正  
別紙3のとおり改正する。
- 4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）の一部改正  
別紙4のとおり改正する。
- 5 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正  
別紙5のとおり改正する。
- 6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）の一部改正  
別紙6のとおり改正する。

- 7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）の一部改正  
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 30 年 3 月 22 日老老発第 1 号）の一部改正  
別紙 8 のとおり改正する。
- 9 リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について（平成 30 年 3 月 22 日老老発第 2 号）の一部改正  
別紙 9 のとおり改正する。
- 10 ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 30 年 4 月 6 日老振発第 1 号・老老発第 3 号）の一部改正  
別紙 10 のとおり改正する。
- 11 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）の一部改正  
別紙 11 のとおり改正する。
- 12 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部改正  
別紙 12 のとおり改正する。

○ ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（抄）

（平成30年4月6日老振発第1号・老老発第3号厚生労働省老健局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>1 ADL維持等加算の概要</p> <p>ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして<b>申し出た年</b>においては、<b>申出の日</b>の属する月から同年12月までの期間。）内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。</p> <p>ADL維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ</p> <p>(1) 事業所による届出について</p> <p>加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の7月までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の<b>申出</b>（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」の<b>申出</b>は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として<b>申し出る</b>ことが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4までの届出を行う必要がある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>1 ADL維持等加算の概要</p> <p>ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして<b>届けた年</b>においては、<b>届出の日</b>の属する月から同年12月までの期間。）内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。</p> <p>ADL維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ</p> <p>(1) 事業所による届出について</p> <p>加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の<b>届出</b>（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」の<b>届出</b>は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として<b>届出</b>ることが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4までの届出を行う必要がある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>